

介護支援専門員研修費助成のお知らせ

概要

島原市、雲仙市及び南島原市（以下「構成市」という。）内の介護支援専門員の人材の確保及び定着に資するため、予算の定めるところにより、介護支援専門員の研修を受けた者に対し、介護支援専門員研修費助成金を交付します。

実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

対象

(1)構成市内の居宅介護支援事業所に現に就労し、介護支援専門員の研修を修了した者
(2)介護支援専門員の研修修了後、翌年度までに構成市内の居宅介護支援事業所に就労した者
※ただし、居宅介護支援事業所が、介護支援専門員の研修に係る受講料及びテキスト代（以下「研修費」という。）を支払ったとき又は国、都道府県、市町村等から研修費にかかる助成金の交付を受けるときは対象とならない。

助成対象 研修

- ・ 介護支援専門員実務研修
- ・ 介護支援専門員専門研修
- ・ 介護支援専門員再研修
- ・ 介護支援専門員更新研修
- ・ 主任介護支援専門員研修
- ・ 主任介護支援専門員更新研修

助成額

対象者が支払った研修費

全額

※1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

申請期限

令和8年3月31日 ※研修終了日又は居宅介護支援事業所に就労した日が属する年度の3月31日まで

申請書類

以下の書類を提出してください。

- ・ 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・ 研修修了証明書の写し
- ・ 介護支援専門員証の写し
- ・ 研修費の領収書（※助成対象者宛てであること。）
- ・ 振込先金融機関の通帳の写し



※島原地域広域市町村圏組合ホームページ又は上記の二次元コードからダウンロードしてください。

トップページ>介護保険課>ダウンロード>介護人材確保対策事業

URL:<http://www.shimabara-area.net/site/nis.php?catid=42&blogid=9#jinzai>

